

新
出
写
本

「正法眼藏隨聞記」

(3)

並びに解説

東

隆
眞

△正法眼藏隨聞記六

侍者 懷獎 編

○一日示云、仏法ノ為ニハ、身命ヲオシム賣ナカレ、俗猶ミチヲ思ヘバ、身命ヲステ、親族ヲカヘリミズ、忠節ヲツクス、是ヲ忠臣トモ、賢者トモ云也、昔漢ノ高祖隣国ト、軍ヲ興ス、時、有ル臣下ノ母、敵國ニ有キ、官軍モ、ニタ心口有ンカト、疑キ、高祖モ、若母ヲ思テ、敵國ヘサルコトモヤ、有ランズラン、若サルナラバ、軍ヤブルベシト、アヤブム、コ、ニ母モ我子、若我故ニ、ニ心モヤ、有ンズラント思テ、イマシメテ云、我ニヨリテ、我国ヘ、來コトナカレ、我ニヨリテ、軍ノ忠ヲ、ユルクスルコトナカレ、我若イキタラバ、汝チ若ニタ心モコソ、有レト云テ、矧ニ身ヲナゲテ、ウセシカバ、其ノ子モトヨリ、ニ心ナカリシカバ、其ノ軍ニ忠節ヲ至ス、志シ深カリケルト云、況ヤ衲子ノ仏道ヲ行ズル、必ズニタ心ナキ時、真トニ仏道ニカノフベシ、仏道ニハ、慈悲知恵モトヨリ、ソナワレル、人モアリ、タトイ無ケレトモ、学スレバ、丁裏ウル也、只身心ヲ俱ニ放下シテ、三宝ノ海ニ廻向シテ、仏法ノ教ヘニ任セテ、私曲ヲ存ズルコトナカレ、漢ノ高祖ノ時、※41或賢臣ノ云、政道ノ理乱ハ、繩ノ結ホレルヲ、解ガ如シ、急ニスベカラズ、能タ結ビ目ヲ見テ、解ベシ、仏道モ如^レ是、能々道理』ヲ心得テ、行ズベシ也、法門ヲヨク心得ル、人ワ必ズ、道心アル人ノ、ヨク心得ル也、イカニ利智聰明ナル人モ、無道心ニシテ、吾我ヲモ不離、名利ヲモ、不^レ捨得^レ人ワ、道者トモナラズ、正理ヲモ心得ヌナリ

○示云、学道ノ人ワ、吾我ノ為ニ、仏道ヲ学スルコトノナカレ、只仏法ノ為メニ、仏法ヲ学スベキナリ、ソノ故実ハ、我身心ヲ、一物モ、ノコサズ、放下シテ、仏法ノ大海ニ、廻向スベシ也、其後ワ、一切ノ是非ヲ、管ズルコト無ク、我心ヲ存ズルコト無ク、ナシ難キコトナリトモ、仏法ニツカワレテ、強イテ、是ヲナシ、我心ニナシタキコトナリトモ、仏法ノ道理ニナズベカラザルコトナラバ、放下スベキ也、穴賢^{アカシヨ}、仏道修行ノ功ヲ以テ、代リニ、善果ヲ得ント、思フコト無レ、只一度ビ、仏道ニ、廻向シツル上ワ、ニタビ自己ヲカヘリミズ、仏法ノヲキテニ、任セテ、行ジユキテ私曲ヲ存ルコト無レ、先証皆如^レ是、心ニ子ガイテ、モトムル賣ナケレバ、即チ大安樂也、世間ノ人ニ、マジワラズ、已レガ家バカリニテ、生長シタル、人ワ、川ノ傍ニフルマイ、ラノレガ心ヲ先キトシテ、人目ヲ不知、人ノ心ヲカ子ザル人、必ズアシキ也学道ノ用シモ如^レ是、衆ニマジワリ、師ニ隨イテ、我見ヲ、ミセズ、心ヲアラタメ、行ケバ、タヤスク道者』トナル也、学道ハ、先^(アマ)ヅ須ク、貧ヲ学スベシ、猶ヲ利ヲステ々、一切ヘツ郎コト無ク、万賣ナゲスツレバ、必ズ好キ僧ト、ナル也、太宋ニヨキ

*42表

僧ト、人ニモ、知ラレタル、人ワ、皆ナ貧道也、衣服モヤツレ、諸縁トモシキ也、ゾノカニ往日天童山ノ書記道如上座ト云シ人ワ、官人宰相ノ子ナリシカドモ、親族ニモ、ムツビズ、世利ヲモ、ムサボラザリシカバ、衣服ノヤツレ、破壊シタル、目モアテラレザリシカドモ、道徳人ニ知ラレテ、大寺ノ書記トモナリシ也、予^ヨ、彼ノ人ニ、問云、和尚ハ、官人ノ子息、富貴ノ孫也、何ゾ身ニ近ヅクルモノ、皆下器シテ、(マ)貪道ナルコレ答云、僧トナレ、バ也

○一日示云、俗人ノ云ク、財ハヨク、身ヲ害ス、昔モ有レ之、今モ有レ之ト、云心ワ、昔一人ノ俗人アリ、一人ノ美女ヲモテリ、威勢アル人、コレヲコウ、カノ夫、コレ惜ム、終ニ軍ヲ興シテ、カコメリ、彼ノイエ、ステニ、ウバイ取ラレントスル、時、彼ノ夫、ナンヂガ為メニ、命ヲウシノフベシ、彼ノ女云、我ナンヂガ為ニ命ヲ、ウシナワント、云テ、高楼ヨリ、ヲチテ死ヌ、其後チ彼ノ夫、打チモラサレテ、命遁レシ、時イヒシ、言バナリ、昔シ、賢人列夫トシテ、國ヲ行ナフ、時ニ、息^{42丁裏}男アリ、父ヲ^{俸玉二補孔切小鳥用切俸禄ソノウ}拝メサル、時一疋ノ』縫ヲ、アタフ、息ノ云、君高亮也、此縫イヅクヨリカ、得タル、父云俸禄ボラロウノアマリ、アリ、息カヘリ、皇帝ニ参ズ、ハナハダ、其賢ヲ感ズ、カノ息男申サク、父ワ猶名ヲカクス、我ハ猶名ヲアラワス、父ノ賢、スグレタリ、此心ハ、一疋ノ縫ワ、是少分ナレド、賢人ワ、私用セザルコト、聞ヘタリ、又誠トノ、賢人ワ、猶賢ノ名ヲカクシテ、俸禄ナレバ、使用スルヨシヲ云、俗人猶然リ、学道ノ衲子、私ヲ存ズルコトナカレ、又マコトノ道ヲ、好ママバ、道者ノ名ヲ、カクスベキ也、又云、仙人アリキ、有ル人、問云、ク、何カシテ、仙ヲエン、仙ノ云、仙ヲ得ント思ハベ、道ヲコノムベシ、然レバ、学人仏祖ヲ得ント思ハベ、スベカラク、祖道ヲ好ムベシ

○示云、昔国皇有リ、国ヲサメテ、後諸臣下ニ告、我ヨク国ヲ治ム、賢也、諸臣皆云ク、帝ワ甚ヨクヲサム、一臣アリテ云、帝賢ナラズ、帝云、故ヘ如何、臣云、國ヲ打取シ時、帝ノ弟ニアタヘズシテ、息ニアタフ、帝ノ心ニカナハヅシテ、ヲイタテラレテ、後、又一臣ニ問、朕ヨク心帝ナリヤ、臣云、甚ヨク仁也、帝ノ云、其故如何、臣云仁君ニハ、忠臣有リ、忠臣ハ、直言アル也、前臣ハナハダ直言也、是レ忠臣也、仁君ニアラズワ、エジ、即チ、帝是ヲ感ジテ、前臣ヲ、メシ返サレ^{43丁表}ヌ、又云、秦ノ始皇ノ時、太子、花園ヲヒロゲントス、臣ノ云、尤モヨシ、花園ヒロフシテ、鳥類多クワ、鳥類ヲモチ、隣國ノ軍ヲ、フセイヅベシ、ヨツテ、其吏トマリヌ、又宮殿ヲツクリ、ハシヲ、ヌラントス、臣ノ云、モトモ、然ルベシ、ハシヲヌリタラバ、敵ハト、マラン、ヨツテ其吏モトマリヌ、又、云心ワ、儒教ノ心、如レ是、タクミニ言ヲ以テ、

悪吏ヲ、ト、メ善吏ヲス、メシ也、炳子ノ人ヲ化スル、意巧トシテ、其心アルベシ

○一日僧、問云、智者ノ無道心ナルト、無智ノ有道心ナルト、終始如何、示云、無智ノ道心、始終退スル吏多シ、知患有ル人、無道心ナレドモ、ツイニ道心ヲオコス也、當世現証是レ多シ、シカレバ、先ヅ道心ノ有無ヲイワズ、学道勤労スベキ也、又云、内外ノ善籍ニ、マヅシウシテ、居所無ク、或ハ滄浪ノ水ニ、ウカビ、或ハ首陽ノ山ニ、カクル、或ハ樹下、露地ニ、端坐シ、或ハ塚間深山ニ草庵スル人アリ、又富貴ニシテ、財多、朱漆ヲヌリ、金玉ヲミガキ、宮殿等ヲ、ツクルモアリ、俱ニ典籍ニ、ノセタリト云ヘドモ、褒メテ後代ヲ、ス、ムルニワ、皆貧ニシテ、無財ナルヲ以テ、本トス、ソシリテ、來業ヲイマシムルニワ、財多ヲバ、驕奢ノモノト云テ、ソシレル也』

○示云、学人、タノ施ヲウケテ、悦ブコトナカレ、又ウケザルコトナカレ、故僧正ノ云、人ノ供養ヲ得テ、悦ブハ、制ニタガフ、悦バザレバ、檀那ノ心ニタガウ、是ノ故実ハ我ニ供養ズルニ非ズ、三宝ニ供ズル也、故ニ、彼ノ返吏ニ云ベシ、此供養、三宝定テ、納受有ルラン、申ケカスト云可キ也

○示云、フルク云、君子ノ力ラ、牛ニ勝レタリ、シカレドモ、牛トアラソワズ、今ノ学人、我智恵ヲ、学人ニ、スグレテ存ズトモ、人ト諍論ヲ、好ムコトナカレ、又悪口ヲ以テ、人ヲ云イ、怒目ヲ以テ、人ヲ見ルコトナカレ、今ノ世ノ人、多ク財ヲアタヘ、恩ヲホドコセドモ、嗔恚ヲ現ジ、悪口ヲ以テ、謗言スレバ、必ズ、逆心ヲ起ス也

○示云、真淨ノ文和尚衆ニ示テ云、我レ昔シ、雪峰ト、チギリヲ、結ビテ、学道セシ時、雪峰同学ト、法門ヲ論ジテ、衆寮ニ高声^{ナガシ}ニ諍談ス、ツイニ、互イニ悪口ニ及ブ、ヨツテ喧嘩ス、吏散^{イツシテ}ジテ、峰真淨ニカタリテ云、我レ汝チト同心同学也、契約アサカラズ、何ガ故ニ、我レ人トアラソフニ、不^ハ口入^ハ、淨^{イツシテ}揖^{シテ}恐惶セルノミ也、其後、カレモ一方善智識タリ、我モ今住持タリ、ソノカミ、ヲシムラクワ、法門談論スラ、畢竟シテ無用也、況ヤ諍論ハ、定僻コトナルベシ、我レ争』ソテ何ニノ用ゾト、思イシカバ、無言ニシテ止リヌ、令ノ学人モ、門徒モ、其ノ跡ヲ思フベシ、学道勤労ノ志有バ、時光ヲ惜デ、学スベシ、何ノ暇ニカ人ト諍談スベキ、畢竟シテ自他トモニ無益、也、何況ヤ、世間ノ吏ニトイテワ、無益ノ論ヲ、スベカラズ、君子ノカラワ、牛ニモスクレタリ、シカアレドモ、牛トイ争ハズ、我レ法ヲ知レリ、カレニスグレタリト、思フ共モ、論ジテカレヲ難ジ、負カスベカラズ、若真実ニ、学道ノ人有リテ、法ヲ問ハバ、惜ムベカラズ、為ニ開示スベシ、

然レドモ、猶ヲ其レモ、三度問ワレテ、一度答フベシ、多言閑語スルコトナカルベシ、此ノ咎ハ、身ニ有リ、是我レヲ諫^{イサキ}ラル、ト思シカバ、其後人ト法門諍論セズ

○云示、古人多ハ云、光陰虚ク渡ルコトナカレト、或云、時光徒ニ過コトナカレト、学道ノ人、スベカラク、寸陰ヲ惜ムベシ、露命消ヘヤスシ、時光スミヤカニ移ル、暫ク存スル間ニ、余賣ヲ管ズルコト無ク、只須^レ学^レ道ヲ、今ノ時ノ人、或ハ父母ノ恩、ステガタシト云、或ハ主君ノ命、ソムキガタシト云、或ハ妻子ノ情愛、ハ、ナレガタシト云、或眷属等ノ活命、我レヲ存ジガタシト云、或世人謗ツベシト云、或^{44丁裏}貧シテ道具調^ヘガタシト云、或ハ非器ニシテ学道ニタヘジト云、如^レ是ノラノ世情ヲ、メグラシテ、主君父母ヲモ、ハナレズ、妻子眷属ヲモ、ステズ、世情ニシタガイ、財色ヲ貪ルホドニ、一生虚ク過テ、マサシク命ノ尽クル時ニ、アタツテ、後悔スベシ、須^レ閑ニ坐シテ、道理ヲ案ジテ、終ニヲチ立ン道ヲ、思イ定ムベシ、主君父母モ、我ニ悟ヲ与フベキニ非ズ、恩愛妻子モ我ガ苦シミヲスクフベカラズ、財宝モ死ヲスクワズ、世人終^ニ我ヲタスクル吏ナシ、非器ナリト云テ、修セズ、何ノ劫ニカ、得道セン、只須ク万賣ヲ放下シテ、一向ニ学道スベシ、後時ヲ、存ズルコトナカルベシ

○一日示云、学道ハ須ク、吾我ヲハナルベシ、タトイ、千経万論ヲ、学シ得タリトモ、我執ヲハナレズハ、ツイニ魔坑ニヲツ、古人ノ云、仏法ノ身心無クハ、焉^{イケタク}仏トナリ祖トナラン、我ヲ離^{ハナ}ルルト云ワ、我ガ身心ヲ捨テ、我為ニ仏法ヲ学スルコト無キ也、只道ノ為ニ、学スベシ、身心ヲ仏法ニ放下シツレバ、クルシク愁フレドモ、仏法ニシタガフテ、行ジユク也、乞食ヲセバ、人是ヲワルシト、思ワンズルナンド、如^レ是思フ程ニ、何ニモ仏法ニ入り得ザル也、世情ノ見ヲスベテ、忘テ、^表只⁴⁵道理ニ任セテ、学道スベキ也、我身ノ器量ヲカ、ヘリミ、仏法ニモ叶フマジキナンド、思モ、我執ヲモテル故也、人目ヲカヘリミ、人情ヲハダカル、即チ我執ノ本也、只スベカラク、仏法ヲ、学スベシ、世情ニ隨コト無シ

○一日、壯、問云、叢林ノ勤学ノ行履ト云ハ、如何、示サルタニ云、只管打坐也、或ハ、閣上、或楼下ニシテ、常坐ヲイトナム、人ニ交リ物語リセズ、聾者ノ如ク、癡者ノ如クニシテ、常ニ独坐ヲ好ム也、
○一日次^ド參上ニ、示云、泉大道ノ云、風ニ向テ坐シ日ニ向テ眠ル、時ノ人ノ錦被ヒタルニマサレリ、此ノコトバ、古人ノ語バナレドモ、少シ疑イ有リ、時ノ人ト云ハ、世間貪利ノ人ヲ云フ、若然バ、敵対尤モクダレリ、何ゾ云ニタラン、苦學ノ人

ヲ云カ、然バ、何ゾ錦被ト云ン、此ノ心ヲサクルニ、猶錦被ヲ、重クスル心有カト聞ユ、聖人ワ、シカラズ、金玉ト瓦礫ト、ヒトシクス、執スル莫ナシ、故ニ、釈迦如来牧牛女ガ、乳ノ粥ヲ得テモ食シ、馬菱ヲ得テモ食ス、何モ、ヒトシクス、丁裏法ニ輕重ナシ、情愛淺深アリ、今ノ世ニ金玉ヲ、重シトテ、人ノ与レドモ、不レ取木石ヲバ輕シトテ、是ヲ愛スルモ有リ、※45思フ』ベシ、金玉モ、本トヨリ土中ヨリ得タリ、木石モ、大地ヨリ得タリ、何ゾ、一ヲバ、重シトテ、不レ取、一ヲバ輕シトテ、愛セン此ノ心ヲ案ズルニ、重ヲ得テ、執スベキ心口有ランカ、姪ヲ得テ愛スル、心口有ヲトガ、ヒトシカルベシ、是学人ノ、用心スベキ莫也

○示云、先師全和尚入宋セントセシ時、本師叡山ノ、明融阿闍梨重病ニ、況ミ、ステニ死ナントス、其時、此ノ師云、我既ニ老病ニ沈ミ、死去セントスル莫、近ニアリ、汝チ一人老病ヲタスケテ、冥路ヲトフロフベシ、今度ノ入唐暫ク止テ、死去ノ後、其本意ヲトゲラルベシ、時ニ先師、弟子及、同朋等ヲアツメテ、商議シテ云、我幼少ノ時、双親ノ家ヲ、出テ、後、此ノ師ノ覆育ヲ蒙テ、今成長セリ、世間養育ノ恩尤モ重シ、又出世法門ノ莫、大小権実ノ教文因果ヲワキマヘ、是非ヲ知テ、等輩ニモコヘ、名譽ヲ得タル莫モ、又仏法ノ道理ヲ知テ、今入宋求法ノ志ヲ、オコス迄デモ、ヒトヘニ、彼ノ恩ニ非ズト云コト無シ、然ルニ、今年ステニ、窮老シテ、重病ノ床ニ臥シ給ヘリ、余命存ジガタシ、後会期スベキニ非ズ、ヨツテ、アナガチニ、是ヲトム、彼ノ命モソムキ難シ、今不レ顧身命^ヲ、入宋求法スルモ、菩薩ノ大悲利生ノ為也、彼ハ命ヲソムキ、宋土ニユカン、道理如何、各々存知ヲ、ノベラルベシ、時二人々皆云、今年ノ入宋止ルベシ、老病已ニ窮レリ、死去定ナリ、今年バカリ止リテ、明年ノ入唐尤可レ然、彼ノ命ヲモ、ソムカズ、重恩ヲモ忘レズ、今一年半年ノ、入唐遲々、何ノサマタゲカ有ン、師弟ノ本意モ、相違セズ、入宋ノ本意モ、如意ナルベシ、時ニ我レ末臘ニテ云ク、仏法ノ悟リ今ワ、サテ有リナント、ヲボシメサルタ義ナラバ、御トマリ然ルベシ、先師ノ云、然カ也、仏法修行ノミチ、是ホドニテ、サテモ有リナント、存ズ、始終如レ是ナラバ、サリトモ、出離ナドカト、存ズ、我云ク、其ノ義ナラバ、御トマリアルベシ、時ニ先師皆ノ義ヲハリテ云、各々ノ義定、皆ナドマリベキ道理ナリ、我ガ所存ハ、シカラズ、今度止リタリトモ、決定死ヌ可キ人ナラバ、其ニヨリテ、命ノブベカラズ、又我トマリテ、看病外護センニヨリテ、苦痛モヤムベカラズ、又最後ニ、我ガアツカイ勧メンニヨリテ、決定生死ヲ可^{レキ}離^ル道理ニモナシ、只一旦命ニ隨イタル、ウレシサバカリカ、表

*46丁裏 是ニヨリテ、出離得道ノ為ニ、一切、無用也、誤^アテ求法ノ志ヲサエテ、罪業ノ因縁トナルベシ、然ルニ入唐求法ノ志ヲ、遂テ、一分ノ悟ヲモ、ヒラキタラバ、一人有漏ノ迷情ニコソ、タガフトモ、多人、得道ノ縁ト、ナルベシ、功德若勝レバ、又師ノ恩報ジツベシ、タトイ、亦渡海ノ間ニ死テ、本意ヲトゲズトモ、求法ノ志ヲ以テ、死セバ、玄奘三藏ノアトヲモ思フベシ、一人ノ為ニ、ウシナイヤスキ時ヲ、空クスグサン戛、仏意ニ、カノウベカラズ、依テ今度ノ入唐、一向ニ思イ切リヲワリヌトテ、終ニ入宋シキ、先師ニトリテ、真実ノ道心ト存センコト、是等ノ心也、然レバ、今ノ学人モ、或ハ、父母ノ為、或ハ師匠ノ為ニ、無益ノ更^ア行シテ、徒ニ時ヲ失イ、勝レタル道ヲ指ヲキテ、光陰ヲスグスコト無レ、時ニ弊

公云真実求法ノ為ニワ、有漏ノ父母、師僧ノ障縁ヲ、スツベキ道理、然ルベシ、但シ父母恩愛等ノカタヲバ、一向ニ捨離ストモ、又菩薩ノ行ヲ、存ゼン、時、自利ヲサシヲキテ、利他ヲサキトスベキカ、然ルニ、老病ニシテ、又他人ノタスクベキモ無ク、我一人、其ノ人ニアタリタルヲ、自ノ修行ヲ、思テ、彼ヲタスケズワ、菩薩ノ行ニ、ソムクカ又、大士ノ善行ヲ不可レ嫌、縁ニ対シ、隨^レ更^ア、仏法ヲ存ズベキカ、苦是ラノ道^ア理ニ、ヨラバ、又ユイテ、タスクベキカ、如何、示云

利他ノ行モ、自行ノ道モ劣ナルヲステタ、スグレタルヲ、取ルワ、大士ノ善行也、老病ヲタスケントテ、水萍ノ孝ヲ至スワ、今生暫時ノ妄愛迷情ノ悦ビバカリ也、背テ無為ノ道ヲ学センハ、タトイ、遺恨ハアリトモ、出世ノ縁トナルベシ、是ヲ思ヘタ々々

○一日、示云、世間ノ人、自云、某甲シ、師ノ言ヲ、聞ニ、我ガ心ニカナワズ、我思ニ此言非也、其心如何、若聖教等ノ道理ヲ、心得ヲシ、スペテ、其ノ心ニ違スル、非也ト思カ、若然ラバ、何ゾ、師ニ問フヌ、日比口ノ情見ヲ以テ、云圃若然ラバ、無始ヨリ以来ノ妄念也、学道ノ用心ト云ワ、我心ニタガヘドモ、師ノ言バ聖教ノ言^アバナラバ、暫ク其ニ随テ、本ノ我見ヲステタ、改メユク、此ノ心、学道ノ故実也、我レ^ア当年傍輩ノ中ニ、我見ヲ執テ、知識ヲトフライシ、我心ニ違ヲバ、心得ズト云テ、我見ニ相叶ヲ執テ、一生虚ク、仏法ヲ会セザリシヲ見テ、知発シテ、学道ワ不可^ア然ト思テ、師ノ言ニ隨テ暫ク道理ヲ得テ、其後看経ノ次ニ、或経ニ云、仏法ヲ、学セントモハ^ア、三世ノ心ヲ、相続スルコト、ナカレト知リ、又先ノ念ヲ、記持セズシテ、次第ニ改メユクベキ也、書ニ云、忠言ハ、耳ニサカフト、我ガ為ニ、忠ナルベキ言バ、耳ニ違スル也、違スレドモ強テ隨ハ^ア、畢竟シテ益アルベキ也

*47丁裏

○一日、雑話ノ次ニ云、人ノ心、元トヨリ、善惡ナシ、善惡縁ニ隨フテ、ヲコル、假令人發心シテ、山林ニ入ル時ハ、林家ハヨシ、人間ハワルシト覺圓退心シテ、山林ヲ出ル時ハ、少林ハワルシト、覺ユ、是即チ決定シテ、心ニ定相無クシテ、縁ニヒカレテ、トモカクモナル也、故ニ善縁ニアヘバ、ヨクナリ、惡縁ニ近ヅケバ、ワルクナル也、我ガ心本ヨリ、ワルシト思フコトナカレ、只善縁ニ隨フベキ也、又云、人心ワ決定人ノ言ニ隨フト存ズ、大論ニ云、喻ヘハ愚人ノ手ニ、摩尼ヲ以テルガ如シ、人はヲ見テ、汝チ下劣ナリ、自手ニ物ヲモテリト云ヲ、聞テ、思ワク、珠ワ惜シ、名聞ハ有リ、我ワ下劣ナラジト、思フ、思イワヅライテ、猶名聞ニ引レテ、人ノ言ニツイテ、珠ヲオイテ、後ニ下人ニ、取ラシメント、思フ程、
※48丁表珠ヲ失ト云、人ノ心ハ如是、一定、此ノ言、為レ我ガヨシト、思ヘドモ、人ノ更ニ、語ニツク更アリ、サレバ、何ニ本トヨリ、アシキ心ナリトモ、善知識ニ、シタガイ、良久語ヲ聞ハ、自然ニ、心モ好クナル也、惡人ニ近ケバ、我ガ心ニ、
ワルシト思ヘドモ人ノ心ニ暫ク隨フ程、ヤガテ、真実ニワルクナル也、又人ノ心、決定シテ、物ヲ、此ノ人ニトラセジト思ヘドモ、アナガチニ、シイテ、切ニ重子テ云ヘバ、ニクシト、思イナガラ与也、決定シテ与エント、思ヘドモ、便宜アシクテ、時キスギヌレバ、サテヤムコトモアリ、然ラバ学人道心ナクトモ、良人ニチカヅキ、善縁ニアフテ、同ジ更ヲイクタビモ、聞キ見ベキ也、此言、一度、聞キ見レバ、今ワ見聞カズトモト、思フコトナカレ、道心一度發シタル人モ、同ジ更ナレドモ、聞クタビニ、ミガ、レテイヨ／＼ヨキ也、況ヤ、無道心ノ人モ、一度二度コソ、ツレ無クトモ、度々重サナレバ、霧ノ中ヲ行ク人ノ、イツヌルトラボヘザレドモ、自然ニ恥ル心モ、ヲコリ、真トノ道心モ、起ル也、故ニ知リタル上ニモ、聖教ヲ、又々見ルベシ、聞クベシ、師ノ言モ、聞キタル上ニモ、重子／＼、聞クベシ、弥ヨ、
丁裏深キ心口有ル也、道ノ為ニ、サワリト、ナリヌベキ更ラバ、カ子テ是ニ、近カツクベカラズ、善友ニハ、クルシク、ワビシクトモ、近カヅキテ、行道スベキ也

○示云、大惠禪師、或時、尻ニ、腫物ヲ出ス、医師是ヲ見テ、大』更ノ物ナリト云、惠云、大更ノ物ナラバ、死スベシヤ、
医云、ホトンド、アヤウカルベシ、惠云、若死ヌベクワ、弥坐禪スペシト云テ、猶強盛ニ坐シタリシカバ、彼ノ種物、ウミツブレテ、別ノ更ナカリキ、古人ノ云如是、病ヲ受テワ、弥坐禪セシ也、今ノ人ノ、病ナカラニ、坐禪ユルクスベカラズ、病ハ心ニ隨テ、転ズルカト覺、世間ニシヤクリスル人ニ、虚言ヲモシ、ワビツベキコドヲモ、云イツケツレバ、ソレ

ヲ、ワビシキコトニ、思イ、心ニ入テ、陳ンゼントスル程、忘テ、ソノ病止ル也、我モ當時ミ、入宋ノ時キ、船中ニシテ、痢病ヲセシニ、惡風出来テ、船中サワギシ時、病、忘テ、止マリヌ、是ヲ以テ、思フニ、学道勤学シテ、他更ヲ、忘レバ、病モ、オコルマシキカト、覚ル也

*49丁表

○示云、俗ノ野諺ニ云、啞セズ、聾セザレバ、家公トナラズ、云心ハ、人ノ毀謗ヲキカズ、人、不可ヲ云ワザレバ、ヨク我ガ更ヲ成スル也、如レ是ナル人ヲ、家ノ大人トス、是即俗ノ野諺也ト云ヘドモ、取テ衲僧ノ行履トシツベシ、他ノソシリニアワズシテ他ノウラミニアワズ、ハイカデカ、我ガ道ヲ行ゼン、徹得』困ノ者是ヲ得ベシ

○示云、大惠禪師ノ云ク、学道ハ須ク、人ノ千万貫錢ヲ、オエランガ、一文ヲモ、モタザラン時キ、セメラレン時ノ、心ノ如クスベシ、若シ此ノ心口有ラバ、道ヲ得コト易シト云ヘリ、信心銘云、至道カタキコトナシ、但揀択ヲ嫌フ、揀択ノ心ヲ、放下シツレバ、直下ニ承当スル也、放下揀択心ト云ワ、我ヲ離ルル也、所謂我身仏道ヲナラン為ニ仏法ヲ学スルコトナカレ、只仏法ノ為ニ仏法ヲ行ジユク也、タトイ、千經万論ヲ学シ得、坐禪トコヨヤブルトモ、此ノ心口無クハ、仏祖ノ道ヲ不可^レ学得^レ、只須^ク、身心ヲ放下シテ仏法ノ中ニ、他ニ隨フテ、旧是無^{マニ}ケレバ、即直下ニ承当スル也

*49丁裏

○示云、春秋ニ云、石ノ堅キ、是ヲワレトモ、其ノ堅キコト奪ベカラズ、丹ノアカキ、是ヲワレドモ、其ノアカキコトヲ、奪ベカラズ、玄沙、因ニ僧問、如何是堅固法身、沙云膿滴々地ケダシ同ジ心ナルベシカ

○示云、古人ノ云、知因識果ノ知更ニ属シテ、院門ノ更、スペテ管^レゼズ、言心ハ寺院ノ大小更、須^ク管セズ、只工夫打坐スベシト也、又云良田万頃ヨリモ、薄芸身ニシタ、ガフルニワ、必ズ施恩ハ、報ヲノソマズ、人ニ与テ、オフテ悔ルコト無合ヲ守ルコト如レ鼻ノスレバ、万禍不^レ及ト云ヘリ、行堅キ人ワ、自重ンゼラル、才高キ人ワ、自伏^{マニ}セラル、深ク耕シテ浅ク種ル、猶天災アリ、自利シテ人ヲ摸ズル、豈果報ナカラシヤ、学道ノ人、話頭ヲ見ル時、目ヲチカヅケ、力ヲツクシテ、能ク^レ是ヲ可^レ看

○示云、古人ノ云、百尺ノ竿頭ニ、更ニ一步ヲ進ムベシ、此ノ心ハ、十丈ノサヲノサキニ、ノボリテ、猶手足ヲ、ハナチテ、即チ身心ヲ、放下センガゴトシ、是ニツイテ、重々ノ更アリ、今世ノ人、世ヲ遁レ、家ヲ出タルニ、似レドモ、行履ヲ、力シガフレバ、猶ヲ真ノ出家ニテワ無キモ有リ、所謂出家ト云ワ、先ヅ、吾我名利ヲハナルベキ也、是ヲ、ハナレズシテハ、

行道頭燃ヲ、ハライ、精進手足ヲ、キレドモ、只無理勤苦ノミニテ、出離ニアラザルモ有り、大宋国ニモ難^キ離^レ恩愛ヲハナ

※50丁表レ、難^シ捨世財ヲステ、叢林ニ交リ、粗席ヲ、フレドモ、審細ニ、此ノ故実ヲ知ラズシテ、行ジユクニヨリテ、道ヲモ、ザ』トラズ、心ヲモ明ラメズシテ、イタヅラニ、一期ヲスグスモ有り、其故ワ人ノ心ノ、アリサマ、初メハ、道心ヲ、オコシ

テ、僧ニモナリ、知識ニ隨ヘドモ、仏トナランコトヲバ、思ハズシテ、身ノ貴ク、我ガ寺ノ貴キ由ヲ、施主檀那ニモ、知

ラレ、親類境界ニモ、云イ聞カセ、何ニモシテ、人ニ貴トガラレ、供養ゼラレント思イ、アマツサヘハ、僧ドモハ、不当

不善ナレドモ、我レ独リ、道心モ有り、善人ナル羊ヲ、方便シテ、云イ、聞セ、思イ知ラセント、スル様モ有り、是ハ不足^イ言ノ人、五闇提等ノ、在世ノ悪比丘ノ如ク、決定地獄ノ心口バエ也、是ヲ、物モシラズ在家人ワ、道心者、貴キ人何ンド

思モ有り、此ノキワノキワヲ、スコシ、タチ出デ、施主粗那モモ不^レ貪、親類恩愛ヲモステハテ、叢林ニ交リ、行道スル

モ、有レドモ本性懶墮^ダ懈怠ナル者ハ、アリノ併ニ、懈怠ナランコトモ、ハヅカシキカシテ、長老首座等ノ、見ル時キワ、相

構テ、行道スル由ヲシテ、不^レ見時ハ、事ニフレテ、ヤスミ、イタヅラナラントスルモ有り、是ハ在家ニシテ、サノミ不当^{丁裏}ナランヨリワ、ヨケレドモ、猶吾我ノ、名利ノ、ステランヌ心口バエ也、又スペテ、師ノ心ヲモカ子ズ、首座兄弟ノ見不

見ヲ』モ、思ワズ、ツ子ニ思ワク、仏道ハ、人ノ為ニナラズ、身ノ為メ也ト云テ、我身心ニテ、仏ニナサント、真実ニイトナム人モ有り、是レハ以前ノ人々ヨリワ、真ノ道者カト、覺レドモ、是モ猶ヲ吾我ヲ思テ、我身ヨクナサント、思ヘル故ニ、猶ヲ吾我ヲハナレズ、又諸仏菩薩ニ隨喜セラント、思ヒ仏果菩提ヲ、成就セント、思ヘル故ニ、名利ノ心猶捨テラ

レザル也、是迄デワ、イマダ、百尺ノ竿頭ヲハナレズ、トリツキタル如シ、只身心ヲ仏法ニナゲステ々、更ニ悟道得法マ

デモ、ノゾム貞無ク、修行シユク、是ヲ不染汚ノ行人ト云也、有仏ノ処ニモ、トゞマラズ、無仏ノ処ヲモスミヤカニハシリスグ、ト云コノ心ナルベシ○ノ事兼テヨリ、乞食ノ處ナリトモ、失食タトイ、乞食ノ處ナリトモ、失食

○示云、衣食。絶煙ノ時、其処ニシテ、乞食セん、其人ニ、用夏云ワン、 NAND思イタルモ、即チ、物ヲ、タクワヘ、邪食

ニテ、有ル也、衲子ハ、雲ノ如ク、定レル住処モ無ク、水ノ如クニナガレユキテ、ヨル処モ無キヲ、僧トワ云也、直饒衣

食ノ外ニ、一物モ、モタズトモ、一人ノ檀那ヲモ、タノミ、一類ノ親族ヲモ、思イタランワ、即チ、自他トモニ、結縛(マツ)ノ貞ニテ、不淨食ニテアル也、如レ是不淨食等ヲ、モツテ、ヤシナ』イモチタル、身心ニテ、諸仏ノ清淨ノ大法ヲ悟ラン心得ン

※51丁表

ト、思トモ、何ニモ、カノフマジキ也、タトヘバ、藍ニ、添メタル物ワ、アヲク、蘖ダニ、添メタル、物ハ、キナルガ、如ニ、邪命食ヲ持ツテ、ソメタル、身心ワ即チ、邪命身也、此ノ身心ヲモツテ、仏法ヲ、ノゾマバ、沙ヲオシテ、油ヲモトムルガ如シ、只時ニノゾミテ、トモカクモ、道理ニ、カノフ羊ニ、ハカラウ可キ也、兼テ思イタクワフルハ、皆ナタガフ更也、能々思量ス可キ也

○示云、学人、各々知ルベシ、人々一ノ非アリ、ケラシ奢是第一ノ非也、内外ノ典籍ニ、同ク是ヲイマシム、外典ニ云、貧クシ

テヘツラハザルハ、有レドモ、富テヲゴラザルワ無シト云テ、猶トミヲ、制シテ、ヲゴラザル更イカ思フ也、此更大更也、能々是ヲ思フベシ、我身下賤ニシテ、人ニ、ヲトラジト、思イ、人ニスグレント、思ハゞ、ケラシ慢ノ、ハナハダシキ、モノ也、是ハ、イマシメヤスシ、假令世間ニ財宝ニ、ユタカニ、福力モ有ル、人、眷属モ、圍饒シ、人モユルス、カタワラノ

※52丁裏
人ノ、イヤシキガ、此ヲミテ、卑下スル、此ノカタワラノ人ノ、卑下ヲ、ツ、シミテ、自駄福力ノ人、イカ事ニカ、スベキ、カタ心ナケレドモ、アリノ儘ニ、フルマユ』バ、傍ハラノ、賤キ、此ヲ、イタム、ステノ大更也、是ヲ、ヨクツ、シムヲ、ケラシ奢ヲ、ツ、シムト云也、我身、トメレバ、果報ニマカセテ、貧賤ノ見、ウラヤムヲ、ハゞカラザルヲ、ケラシ人ト云也、古人ノ云、貧家ノ前ヲ車ニ乗リテ、過ルコトナカレト云ヘリ、然バ、我身、車ニノルベクトモ、貧人ノ前ヲバ、可レ憚ト云ヘリ、外典如レ是レ、内典モ、又、如レ是レ、然ルニ、今ノ学人、僧侶ハ、知恵法文ヲ以テ、宝トス、是ヲ以テ、ヲゴルコトナカレ、我レヨリ、ヲトレル人、先人傍輩ノ非義ヲ、ソシリ、非スンバ、是レ、ケラシ奢ノハナハダシキ也、古人ノ云智者ノ辺ニシテハ、マクルトモ、愚人ノ辺ニシテ、カツベカラズ、我身、ヨク知リタルコトヲ、人ノ、アシク知リタリトモ、他ノ非ヲ云ワ、亦是レ我ガ非也、法文ヲ云トモ、先人ノ傍愚ヲ、ソシラズ、又愚癡未発心ノ、人ノ、ウラヤミ、卑下シツベキ所ニテハ、能々是ヲ思ベシ、建仁寺ニ寓セシトキ、人々多ク、法文ヲ問キ、非モ咎ガモ、有リシカドモ、此ノ儀ヲ深ク存シテ、只アリノ、儘ニ、法ノ徳ヲカタリテ、他ノ非ヲ不レ云、無為ニテ、ヤミキ、愚者執見深キハ、我ガ先徳ノ、非ヲ云ヘバ、噴恚ヲ、オコス也、智恵有ル人ノ、真実ナルハ、法ノマコトノ義ヲダニモ、心得ツレバ、不レ言ドモ、我非及ビ我』

※52丁表
ガ先徳ノ非ヲ思イ、知リ、アラタムル也、如レ是事、能々思イ知ルベシ

○示云、学道ノ最要ハ、坐禅是レ第一也、大宋ノ人、多ク得道スルコト、皆坐禅ノ力也、一文不通ニテ無才愚鈍ノ人モ、坐禪

ヲ専ラニスレバ、多年ノ久学聰明ノ人ニモ勝レテ、出来スル、然バ、学人、祇管打坐シテ、他ヲ管ズルコトナカレ、仏祖ノ道ハ、只坐禪也、他更ニ順ズベカラズ、^(マ)其、問テ云、打坐ト、看語ト、ナラベテ、是ヲ学スルニ、語錄公案等ヲ見ルニハ、百千ニツ、イサ、カ、心得ラレサルカト覺ル、更モ出来ル、坐禪ハ、其程ノ更モナシ、然レドモ猶座禪ヲ好ム、ベキ力

○示云、公案、話頭ヲ見テ、聊カ知覺有ル様ナリトモ、其ハ仏祖ノ道ニ、トヲザカル因縁也、無所得無所語ニテ、端坐シテ、時ヲ移サバ、即祖道ナルベシ、古人モ、看語祇管坐禪トモニ、進メタレドモ、猶坐ヲバ、專ラ進メシ也、又話頭ヲ以テ、

悟ヲヒラキタル、人有トモ、其モ坐ノ功ニヨリテ、悟ノ、開クル因縁也、マサシキ功ハ坐ニアルベシ

※52丁悟先師永平辨和尚在^(ア)學地^(ア)、日學道ノ至要、隨^(テ)聞^(シ)記錄^(ス)、所以謂^(フ)隨聞^(ト)如^(ク)雲門室中ノ玄記^(フ)如^(ク)永平寶慶記^(フ)今錄^(シ)集^(シ)六冊^(ラ)記

卷^(ヲ)入^(ル)假名正法眼藏拾遺分ノ内^(ニ)六冊俱^(ニ)嘉禎年中^(ノ)記錄也、

表^(テ)正法眼藏隨聞記六終

※53丁持主恕康九拜^(シ)於永平小方丈書寫早^(シ)

例言

原本を、できるだけ忠実に復刻することをこころがけた。諸般の事情と読者の便宜を考慮して、次のような条件のもとに、作業をおこなつた。

○改丁毎に、その表裏を、明記した。

○漢字は、異字、古字、略字、当て字、俗字などが見つけられるが、組版の都合上、主として当用漢字表ないし現行の字体に改めた。

○濁音符号は、原本は、例えばカキクケゴの一点の濁音符となつてゐるが、これらは現行の二点の濁音符であるカギグゲゴに改めた。

○訂正の部分や接字符串は、省略した。

解 説

東 隆 真

はじめに

一般に、『正法眼藏隨聞記』⁽¹⁾は、わが国鎌倉期の禅僧で、のちに日本曹洞宗の高祖として崇められている道元禪師（一一〇〇—一二五三。以下、道元と略称）が、嘉禎年間（一二三五—一二三八。文暦二年（一二三五）九月十五日に嘉禎と改元、同四年十一月二十三日に暦仁と改元、山城（いまの京都府京都市伏見区深草宝塔寺山町）深草山宝塔寺（日蓮宗）のあたりと推定されている）の觀音導利興聖宝林寺において、參学する道俗の求道者に対して説いた直話を、文暦元年（一二三四）冬から師事していた侍者の懷辨禪師（一一九八—一二八〇。以下、懷辨と略称）が編録したものと伝えられている。⁽³⁾

日本佛教史上、その人格、その思想、その行動、いずれの面においても、ひときわ群を抜いて独自の立場を示していると評されている道元の教えは、『寶慶記』、『普勸坐禪儀』、『學道用心集』、『正法眼藏』、『永平廣錄』、『永平清規』その他の撰述によって明らかであるが、そ

の道元の折ふしの言葉を、近侍する懷辨が、限られた短期間とは言え、私心をまじえずに、忠実に記録したことによつて、道元の息吹きが身近に感じられ、読む人の心を激しく打つのである。道元の仏法を参考するにあたつての具体的な用心、秘訣を、懷辨の筆端を通して、道元から直かに聞くおもいがする。私も、二〇歳前後、ついに貞の綴じ糸が切れてしまつたが、くりかえしくりかえし熟読した経験をもつていて。⁽⁵⁾

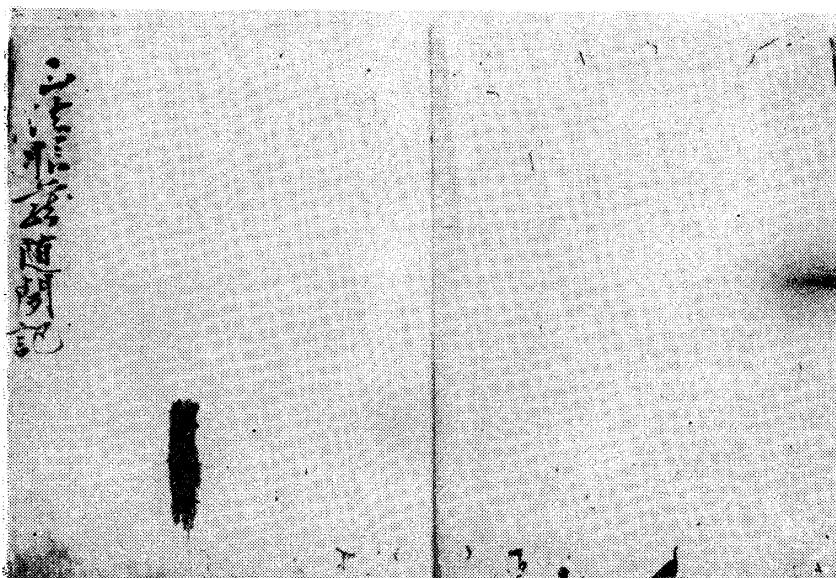
本書の成立、伝承などに關しては、のちに触れるから、いまこれ以上述べることはさし控えるが、大正五年（一九二六）、和辻哲郎博士が「沙門道元」（『日本精神史研究』所収、岩波書店）を論じて、本書をとりあげ、つづいて、昭和四年（一九二九）、岩波文庫本に収録して以来、一般人が俄かに注目することとなつた。その後、宗門の内外において刊行された校注、解説本の類いは、三〇指に余る。⁽⁶⁾

従来、本書は、流布本とされている、明和七年（一七七〇）刊、面山瑞方（一六八三—一七六九）の校定本が、もつとも広く依用されていたが、昭和一七年（一九四二）、大久保道舟博士が、三河（愛知県西尾市）長円寺で、江戸初期に書写された写本を発見して、これを世に紹介した。さらに、西尾実博士および水野弥穂子氏を中心とする国文学研究者によつて、この長円寺本の方が面山の流布本よりも原初形態をのこしていると判断され、昭和三七年（一九六二）、長円寺本を底本とする水野弥穂子氏訳『正法眼藏隨聞記』（筑摩書房）が上梓された。現在では、『正法眼藏隨聞記』といえど、ただちに、長円寺本を指すほどである。

この長円寺本と同系統の写本は、長円寺以外のどこにも存在していな

かつた。ところが、この長円寺本と、ほぼ同系統に属すると言つてよい写本が、このたび、新しく発見されたのである。その新出写本が、ここに紹介するところの『正法眼藏隨聞記』である。

昭和四九年（一九七四）一〇月某日、私の法類に当る今村源宗君が、駒沢女子短期大学仏教学研究室に私を訪ね、一冊の『正法眼藏隨聞記』



新出写本正法眼藏隨聞記内題

写本を呈示した。同君は、この写本を、数年以前、石川県金沢市の某古書店で、偶然に見出して購求したと言い、私に無条件で譲渡したいとのことであつた。そのような経緯で、この写本は、目下、隆真文庫に収蔵されている。

この新出写本『正法眼藏隨聞記』については、昭和四九年（一九七四）一一月二〇日、曹洞宗宗学研究所主催の宗学大会（於駒沢大学）で紹介し、その概要を「新出写本『正法眼藏隨聞記』の紹介」と題して『宗学研究』第一七号（昭和五〇年三月）に発表した。また、駒沢女子短期大学『研究紀要』第8号（昭和四九年一二月）から第10号にわたって、本文を復刻し、掲載した。前後するが、昭和五一年（一九七六）三月、東京女子大学水野弥穂子教授の御発案にもとづいて、マイクロフィルムに撮影し、「東本『正法眼藏隨聞記』」と名称を付して、駒沢大学図書館におさめられ、研究者に便宜を与えることとなつた。

直前にも触れておいたように、この新出写本については、『宗学研究』第一七号に発表しておいた。いま、この発表論文を修正、加筆しながら、その概況をあらためて報告しておく。

A、形態
この新出写本『正法眼藏隨聞記』の外観について記述すれば、次の通りである。

一、冊数 六巻一冊本。五十四丁。落丁なし。

一、料紙 楷紙。

一、寸法 縦26・3厘。横21・0厘。

一、装訂 袋綴。前表紙、裏表紙ともに茶色の柿渋表紙。前は白紙遊び紙一枚に「^(二)隨門記」「比丘恕康合爪」(いずれも朱筆)

とあり、裏は白紙遊び紙二枚がある。

一、題簽 (外頭) 隨聞記か? 判読できない。

一、内題 正法眼藏隨聞記

なお、各巻の題名であるが、第一巻は「正法眼藏隨聞記」とのみあり、以下、巻頭に「正法眼藏隨聞記二(三、四、五、六)侍者懷辨編」とあり、巻尾には「正法眼藏隨聞記一(二、三、四、五、六)終」とある。

一、界行 桟なし。界線なし。行数は片面一六行書き。字数は一行に約二三字ないし約二八字前後。

一、柱 書名・丁数なし。

一、奥書 第六巻末に「於永平小方丈書写畢 持主 恕康九拜」(朱筆)とある。

一、刊写 写本。

一、書写年時

不詳。装訂のところで報告しておいたように、表紙が茶色の柿渋表紙であるところからすれば、元禄年間(一六八八一一七〇三)ないし元禄以前の成立か。

一、書写者

恕康。なお、全巻同一人の筆蹟である。

一、修補 修補の形跡なし。

一、保存 良好。蠶損の個所も見うけられるが、判読に支障はない。

B、表記

一、文章 漢字片仮名まじりの書き下し文。

一、段落 第一巻から第四巻の中途まで、朱筆で△印を付け、以下第六巻には○印を付けて示してある。

一、朱筆 卷名、書名の中央には——線が、人名、人物の中央には——線が、國名、人物などの件名には右側及び左側に——線が、それぞれ朱筆で指摘してある。

一、句読 語、句、節の区切りには、朱筆で文字の真下の中央に、点をつけた句読が示されてある。必らずしも厳密、的確ではない。

字体は、今日で言えば、いわゆる新旧漢字が混淆して用いられている。楷書体、行書体のところもある。用字のなかには、この種の写本に共通する異字、古字、略字、当て字、俗字、書きくせ、おどり字などが見られる。丶点、一・二点、上・下点などの返り点が付けてある。振り仮名、すて仮名、読みを示す仮名が付けてある。すて仮名は、本文の片仮名と同じ大きさで書かれている場合もある。また、これららの返り点や各種の仮名表記は、朱筆でなされている場



新出写本正法眼藏隨聞記第一巻卷頭

一、頭注 二、三個所に頭注が見られる。

成立と伝承

この新出写本は、どのような底本を、いつ、だれが、どのような事情で、どこで書写したのか。そして、どのように伝えられてきたのか。

この新出写本には、奥書がないと言つてもさしつかえないので、その限りにおいて、成立、伝承に関する事情は、詳しいことが分らない。

一、仮名
濁音は、片仮名の右上に、ゝ点を付けて示してある。ただし、稀にと点を付けている場合もある。促音は、ツを書いて表わす場合と、ツを書かない場合との、両様が示されてある。仮名遣いは一定していない。ごく稀れに、平仮名が混入しているゝ(シテ)、ヲ(コト)、ニ(ナリ)の用法も見られる。接続の助詞は、ほとんどハを使っているが、ワを用いていることもある。

誤字ないし誤写と気づいた場合は、その文字の右側にヒを書いて示し、上下を書いて示し、ヲを書いて示し、朱筆でレを書いて示し、朱筆、墨筆で、該当文字を塗りつぶし

て、訂正してある。これらは、原本を忠実に模写したものか、この写本の時点で訂正したものか、不明である。なお、文中、明らかに誤脱とおもわれる個所が見うけられるのは、一再ではない。

かであるにちがいない。

道元が開創し、『正法眼藏隨聞記』の編者・懷辨が第二代を継いだ永平寺に、『正法眼藏隨聞記』が曾つて存在していたであろうことは、容易に首肯できるところである。即ち、面山瑞方は、『重刻正法眼藏隨聞記序』において、東海慧命が、「越の祖山（永平寺を指す・東注）に留録して古写の正法眼藏隨聞記を拝読し」（原漢文）たという談話を、慧命から聞いたことをしるしている。これは、宝永七年（一七一〇）頃の出来事である。即ち、この伝承を信すれば、この当時、永平寺に『正法眼藏隨聞記』の古写本が存在していたことを裏書きするものである。

永平寺所蔵の『正法眼藏隨聞記』写本の全容は知る由もないが、天文七年（一五三八）、明州が書写した『建撕記』に、建撕（一四一五—一四七四）（永平寺第八世とも第一三世とも第一四世とも第二〇世ともいわれる。宝慶寺第一四世）は、『正法眼藏隨聞記』を随處に引用しているが、そのなかで「嘉禎元（二の誤り・東注）乙未年、二代懷辨和尚授大事^ヲ、隨問記第五曰、臘月晦日^ニ初而辯和尚^ヲ於^ニ興聖寺^ヲ充^ニ首座^ヲ、即小參、次^ニ私^ヲ請、辯和尚^ヲ此年卅九歳」（河村孝道氏『諸本永平開山道元禅師行状建撕記』）と録している。このことは、まさに、この新出写本の第五巻に「○嘉禎二年臘月除夜、始請^{ニス}懷辨^ヲ於^ニ興聖寺^ノ首座^ヲ即小參^ノ次^ニ私^ヲ請^ヲ、初^テ任^ニ首座^ヲ、即興聖寺最初首座也（中略）辯公三十九ノ年也」と符合するのである。長円寺本も同じい。してみると、『建撕記』を明州が書写した天文七年（一五三八）の時点、いまひとつ遡つて言えば、建撕が『建撕記』を記録した応仁二年（一四六八）以前（河

村氏推定）の時点で、永平寺、宝慶寺には、この新出写本と同系統の

『正法眼藏隨聞記』が現存していたことが確実である。天文七年本『建撕記』のなかの『正法眼藏隨聞記』と、このたびの新出写本『正法眼藏隨聞記』とが、卷次、本文内容の点において、右の通り、一致共通することは、両者の関係がきわめて親密であることを証するものであろう。

もし、この新出写本の奥書に「於永平小方丈書写畢」とするその「永平小方丈」が、永平寺に伝来する同寺所蔵の『正法眼藏隨聞記』写本を書写したことと意味すると仮定するならば、きわめて由緒深いものと言えよう。この新出写本の巻尾には、長円寺本に見られるような奥書がない。奥書がないということが、奥書をしるす必要がなかつたからであるとすると、この新出写本は、すなはち永平寺所蔵の原本を書写したことと暗示するのではないだろうか。

伝承については、私が今村源宗君から譲渡されるに至った経緯のほかは、なにひとつ明らかではない。

この写本の系統

これまで、その所在が明らかになつてゐる『正法眼藏隨聞記』の写本は次の三本である。

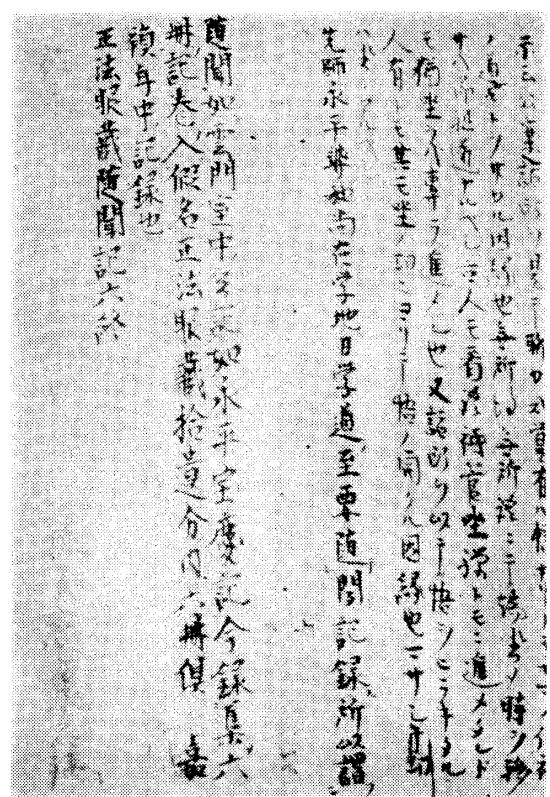
一、長円寺（愛知県西尾市貝吹）所蔵本。

長円寺第二世暉堂末恵が、康暦二年（一三八〇）宝慶寺（福井県大野市）の浴主寮で某が書写した写本を、寛永二年（一六四四）、暉堂五

八歳のとき、写した。写した場所は明らかではない。宝慶寺にも『正法眼藏隨聞記』が在ったことが推測されよう。

二、駒沢大学図書館（東京都世田谷区駒沢）所蔵本。岡山県洞松寺住職赤松月船氏が、同図書館に寄贈したもの。明和八年（一七七一）秋、防州山口の出身である妙因が、肥後の慈大寺で書写した。しかし、この写本は、寛文一〇年（一六七〇）の刊記をもつ版本を書写したものであることが、両書を比較対照して明白である。それゆえ、写本としての独立的価値は、ほとんど認められないであろう。ちなみに、寛文版本は、慶安版本とほとんど全同である。ただし、寛文版本と明和版本（流布本）とは大いに相異する。

三、大昌寺（長野県上水内郡棚村）所蔵本。大昌寺第九世瑞應聖麟



新出写本正法眼藏隨聞記第六卷末部分

が、寛政七年（一七九五）に書写した。長島亀之助氏校注の『道元語録正法眼藏隨聞記』（昭和四八年改版）に、第一巻巻頭の一丁表の部分が写真で掲載してある。長島氏によれば、巻の順序、本文は慶安本の系統であり、「今知られている写本、版本のいずれとも同じではない」とのことである。そうすると、どうも長円寺本に遠く、駒沢大学図書館本に近いということになろうか。

いま、考証は省くが、以上の三種写本の巻の順序、本文内容から大雑把に系統づけるとすれば、A長円寺本系統と、B駒沢大学図書館本、大昌寺本の二系統に分類できるであろう。

長円寺本、駒沢大学図書館本との異同

結論をさきに言えば、このたびの新出写本『正法眼藏隨聞記』は、巻の順序、本文内容など、1、その全体の組織構成は、長円寺本系統に属するが、2、表記、語句などの細部においては、駒沢大学図書館本に一致する個所も見出されるのである。

1の点について。(a) この新出写本の巻順の一、二、三、四、五、六は、駒沢大学図書館本の二、三、四、五、六、一に相当する。(b) この新出写本の第一巻第一段は、「示ニ云クハスペクンバ明眼の人ヲハヅベシ」ではじまる。(c) 駒沢大学図書館本の第一巻第一段の部分に、仏照禪師の会下の肉食僧のことをとりあげた三百余字の文章が掲げられているが、この新出写本の第二巻の相当個所には、これが全く見えない。(d) 駒

沢大学図書館本の第二巻第六段「示シテ云ク吾レ在宋ノ時」ではじまる文中に「答云吉人行履ヲ知ラン僧ノ云」とあるが、この新出写本の第三卷第八段の相当箇所には、全然書かれていない。(e) この新出写本の第六卷第一九段は「示云春秋ニ云石ノ堅キ」ではじまる約八〇字の文章が、駒沢大学図書館本には欠落している。

2の点について。五、六の事例を左に挙げておく。

新出写本	駒沢大学図書館本	長円寺本
墨二三丁。（卷一） 受戒護戒坐禅等也	墨二三丁。（卷六） 受戒護戒坐禅等也	墨二三ヶ。（卷一） （受戒なし）護戒坐禅等也
（卷二） 智者モノ知リ（卷三） 今仏祖ノ道ヲ行ゼント 思ハバ。（卷四） 打坐ト看語トナラベテ	（卷二） 智者物ノシリ（卷三） 今仏祖ノ道ヲ行セント 思ハバ。（卷四） 打坐ト看語トナラベテ	（卷二） 知者モノ知リ（卷三） （受戒なし）ノ道なしヲ 行ゼント思ハハ（卷四） 打坐ト看語トナラバベテ
（卷五） （卷六）	（卷五） （卷六）	（卷五） （卷六）

以上の通りである。
これらのことから、この新出写本は、長円寺本と同系統ではあるが、長円寺本を臨写したものではないこと、駒沢大学図書館本と共に通する語句が見出せること、この新出写本も、駒沢大学図書館本も、長円寺本も、必らずしも最善本とは言えず、それぞれ一長一短をもつていて、それが分る。

なお、長円寺本と駒沢大学図書館本とは一致するが、この新出写本では異なる箇所もある。この点は、考証を省く。

おわりに

この新出写本『正法眼藏隨聞記』の本文は、上述の意味において、その全体の傾向としては、直前に指摘したとおり、現存する写本のなかでは、長円寺本の系統に属すると言つてさしつかえなかろう。

最近、長円寺本『正法眼藏隨聞記』を底本として、水野弥穂子氏の校注・訳『正法眼藏隨聞記』(古典日本文学全集14・筑摩書房・昭和三七年)、(日本古典文学大系81・岩波書店・昭和四〇年)、安良岡康作氏の校注・訳(日本古典文学全集27・小学館・昭和四六年)、山崎正一氏の校注・訳(日本古典文学全集27・小学館・昭和四六年)などが刊行されている。

このたび、この新出写本『正法眼藏隨聞記』を紹介するにあたって、長円寺本写真版を机辺に備えて、右の三種に及ぶ校注訳書を対照吟味してみると、本文の復刻、校注、訳の各分野において、それぞれ個性的で秀れた理解を示しているから、大いに参考者、研究者の便宜を得るのであるが、それと同時に、今後はいま一度、長円寺本を厳密に検討する必要があること、また、この新出写本をはじめ長円寺本、駒沢大学図書館本、大昌寺本などの写本を尊重して、版本との対校のうえ、『正法眼藏隨聞記』の定本を作成する段階に立ち至っていることを痛感する次第である。

△註△

(1)『正法眼藏隨聞記』という書名は、当初から、このとおりの書名であったのか、あるいは、もっと簡略に『隨聞記』とだけ名づけられていたものか、原本が散逸しているので、詳びらかではない。

『正法眼藏隨聞記』の題名は、「正法眼藏」と「隨聞記」とに分けて考えられる。

「正法眼藏」とは、仏法の真髓を意味する。とくに、中国、日本の禪門において、好んで用いる語である。中国で作製された偽經ではあるが、『大梵天王問仏決疑經』に、「世尊、登座して花を拈じて衆に示さるるに、人天百万の衆、皆、措くこと無し。独り金色頭陀有りて破顔微笑す。世尊云く。吾に正法眼藏涅槃妙心実相無相有り、摩訶迦葉に分付す、と」(原漢文・傍点東、以下同じ)とあるのが有名である。中国の宋代にできた『無門闡』(一二四六成立)第六則には、「世尊、昔、靈山会上に在りて、花を拈じて衆に示す。是の時、衆、皆、默然たり。唯、迦葉尊者のみ破顔微笑す。世尊云く。吾に正法眼藏涅槃妙心実相無相微妙の法門有り、不立文字教外別伝して摩訶迦葉に伝付す」(原漢文)とある。また、宋代、臨濟宗大慧派の祖・大慧宗杲には『正法眼藏』と題する語錄二巻がある。日本の道元にも、仮字九五巻、真字三巻として伝えられる『正法眼藏』と題する撰述があることは、周知のとおりである。道元は、仮字『正法眼藏』(「仏道」、「面授」、「優曇華」など)、『永平廣錄』などに、『大梵天王問仏決疑經』や『無門闡』などに類似する文を引き、「仏々祖々付属し正伝するは、正法眼藏無上菩提なり」(『正法眼藏』「仏道」とのべている。しかし、道元自身はどういうわけか、どこにも、「正法眼藏」という語の説明をしていない。道元の直弟・詮慧

文)と命題しようとしたが、これは冗長に過ぎるから、約して『正法眼藏』としたと/or> ていて(『正法眼藏聞書抄』「現成公按第一」)。江戸期の學僧・慧亮忘光(寂年不詳)に至って、天保六年(一八三五)、はじめて、正とは正直・不偏邪のこと、法は万代不易の法則、眼は能照の義、藏は含藏の義となし、正法眼は藏であり、藏は正法眼であるという解釈を試みている(『正法眼藏玄談』)。もっとも、慧亮のこの解釈は、『大毘盧遮那成仏神変加持經』(唐善無畏訳)、『大毘盧遮那經供養次第法疏』(唐不可思議撰)、『觀普賢菩薩行法經記』(円珍)、らに拠ることである(松浦秀光氏『正法眼藏語源考』)。右の意味において、『正法眼藏』とは、「正伝の仏法の宝庫」を意味するということにもなるであろう。

「隨聞記」とは、文字どおり、道元の直話を、主として、懷辨が聞くに随つて記録したということである。本書の跋語に「隨聞と謂う所以は、雲門の室中の玄記、永平の寶慶記の如し」(いまは明和本による。原漢文)とある。「雲門の室中の玄記」とは、中国唐代の禪僧・雲門文偃(九四九寂)の語錄である「雲門廣錄」三巻のうち、その中巻の「室中語要」を指すものと考えられる。少くとも「室中語要一百八十五則」には、「垂示代語二百九十則」、「室中玄記」の名称は見当らない。この「室中語要」は、雲門の門弟・宋堅が、師説を方丈で聞くに随つて記録したのである。また、「永平の寶慶記」は、道元が、入宋して、寶慶元年(一二二五)から同三年まで、天童山景德寺の如淨に参じて、親しく聞きうけた教示を記録したもので、道元の寂後、懷辨が、これを発見し、書写して、後人に残したのである。これらのことから、『隨聞記』の性格が示唆されているとおもう。

(2)懷辨の伝記については、村上素道氏著『永平孤雲懷辨禪師』(大阪參禪会・昭和三年)がもっとも詳しい。伝記史料に関する基礎的研究は、竹内道雄氏の

「孤雲懷辨禪師の伝記史料について」（「叢松」大本山永平寺・昭和五〇年一〇月号）がある。

なお、私には、これまで、懷辨について拙著『瑩山禪師の研究』（春秋社・昭和四九年）で関説したのをはじめ、次の論考と発表がある。

「懷辨の宗教思想とその特色」（『印度学仏教学研究』一四一一、昭和四〇年）

「懷辨禪師」（『日本仏教学会年報』「仏教の人間觀」三三、昭和四三年）

「懷辨禪師とその門下」（「叢松」大本山永平寺、昭和五〇年五月号）

「懷辨禪師について」新潟県第三曹洞宗宗務所主催、現職教育研修会にて講演、昭和五〇年七月一三日

（昭和五一年八月現在）

(3)『正法眼藏隨聞記』は、各巻毎に、「侍者 懐辨 編」となっているから、これによる限り、原初は、たしかに「侍者」の「懷辨」が「編」したものに相違ないとおもわれる。

しかし、仔細に吟味すると、安良岡康作氏の指摘するように、本書には、懷辨個人に対する教示だけではなく、第一類として、一対多のかたちで会下の大衆に説いたもの、第二類として、一対一のかたちで特定の個人に説いたもの、第三類として第一類と第二類が一つの節段に融合して説いたものというふうに分類できる（『正法眼藏隨聞記』・小学館）。つまり、懷辨以外の人に対する説かれた教示も含まれていることが注意されるのである。

また、『正法眼藏隨聞記』の教示を『正法眼藏』の所説と比較してみると、水野弥穂子氏、今枝愛真博士らによつて、只管打坐、公案に対する考え方、あるいは大慈宗果、拙庵徳光、五祖法演らに対する評価、さらにあるいは道元の鎌倉行化に関する史実などと矛盾した点がある。とすれば、道元の忠実な祖述者である懷辨が、道元の言行と食い違ひのある『正法眼藏隨聞記』を編録したとはおもわ

れない、これらの個所は別人による補入であろう（水野氏『正法眼藏隨聞記』、今枝博士『道元』）と言われている。

さらにまた、私も曾て指摘したが、本書に「辨公三十九ノ年ナリ」（卷五）、「時ニ辨公云ク」（卷六）とあるが、この個所については、現存の写本が懷辨の原本そのままを忠実に書写したものではなく、後人の紛飾が混入していることを示しているのである（拙稿「正法眼藏隨聞記と正法眼藏抄（2）」）。

右の次第で、現在の写本にもとづく限り、「侍者 懐辨 編」という言葉は、単純に文字どおり、受けとれないのである。

しかば、現存の写本である『正法眼藏隨聞記』は、いつ、誰が、編集したものかという問題になる。これに関しては、本書の跋を見よう。跋には「先師永平和尚、学地に在りし日、学道の至要、聞くに随つて記録す。所以に隨聞と謂う。雲門の室中の玄記の如く、永平の宝慶記の如し。今、六冊を録集して、仮名正法眼藏拾遺分の内に入る。六冊とも嘉祐年中の記録なり」（原漢文）とある。

この跋の作者名は明記されていないから、作者は不明であるが、この人物が『正法眼藏隨聞記』を録集したと考えられる。ここに、「先師永平辨和尚」とあるところから、面山は、「徹通和尚かいづれ辨祖の法嗣ならん」（『重刻正法眼藏隨聞記』凡例）として、この跋語の作者や本書全体の編集者に、懷辨の弟子・徹通義介（一二一九一一三〇九）などを当てる。「先師永平辨和尚」とあるからと言つて、それは懷辨に師事した人を指すとも解せられるから、必らずしも、懷辨の法嗣に限定することもないと思われるが、懷辨の付法の弟子は、義介、義尹（一一三〇〇？）、義準（寂年不詳）、仏僧（寂年不詳）、寂円（一二〇七一一二九九）の五人であり、伝戒の弟子は、義演（寂年不詳）、道荐（寂年不詳）の二員である（『元祖孤雲徹通三大尊行状記』）。また、ほかに末後の弟子となつた

瑩山紹瑾禪師（一二六八—一三二五、以下、禪師を略称）がいる『洞谷記』、『伝光錄』。これら、さしあたって八人の門人のうち、この『正法眼藏隨聞記』の跋の作者は、『雲門の室中の玄記』と『宝慶記』の存在およびその意義を承知している者に限定されよう。

面山が、本書の編集者に義介を当てているのは、単なる思いつきではないにしても、その真偽は確められないであろう。義介は懷辨の長嫡であるから、たしかにふさわしい立場の人物ではあるが、今日、義介の編録として伝えられている『永平開山御遺言記録』等その他には、『正法眼藏隨聞記』と直接に関連をもつところがないのである。しかし、面山の義介説は、直ちに拒けられない点があるのである。

と言るのは、義介の長嫡・瑩山紹瑾である。

瑩山紹瑾は、弘安三年（一二八〇）春、一三歳、義介の指示もあって、永平寺の懷辨の末後の小師となっている（『洞谷記』）。同年秋、懷辨は九二歳で遷化しているが、約六か月余にわたって、懷辨に親しく師事している。のち、義介に随従するが、弘安一〇年（二八七）二〇歳ごろまで、その間、宝慶寺の寂円にも参禅しているが、義介が事實上、永平寺から退去するまで、およそ七年間、永平寺を中心に行動している。

瑩山紹瑾が、懷辨に師事した実際の期間は、わずか十三歳の六か月あまりとは

言え、この間の経験は、よほど瑩山紹瑾の胸に強い宗教的感化を及ぼしたものと見える。年令とか期間は、問題ではなかったようである。

即ち、第一点は、懷辨に対する瑩山紹瑾の態度である。のちに、瑩山紹瑾は、懷辨を「先師辨和尚」（『洞谷記』）とよんで、先師と崇めている。

また、『伝光錄』（拙著『乾坤院本伝光錄』以下同じ）において、「予二代和尚ノ

尋常ノ垂示ヲ聞シ」（第五十二祖永平辨和尚章）といい、「此一門ノ中ニ永平開山獨住ヲ誠ラル是人ヲ邪路ニ不^レ赴^セシトナリ殊先師二代ノ示云我弟子ハ独住スヘカラス設得道セリトモ叢林ニ修練スヘシ況學輩ハ一向独住スヘカラス制ニ背カシ者吾門葉ニ非ト」（第十四祖童樹尊者章）といい、懷辨を、「二代和尚」、「先師二代」とよんで、懷辨の弟子をもつて任じている。

第二点は、瑩山紹瑾の撰述と『正法眼藏隨聞記』本文との関連である。一例を挙げておく。瑩山紹瑾の『洞谷開山瑩山和尚之法語 示妙淨禪師』に、「曩（曹トアリ）祖永平和尚云人トシテ意根ヲ截断セソカ如キンハ千人ハ千人ナカラ万人ハ万人ナカラ皆得道スヘシト云ヘリ」とあるのは、これは『正法眼藏隨聞記』の「如今各々モ一向ニ思切テ修シテ見ヨ十人ハ十人ナガラ可^レ得道^セ也、先師天童ノスヌメ如是」（第二卷・新出写本、以下同じ）と、また、「趙州ノ大叢林ト仰キシモ二十衆ニ不^レ満ナリ汾陽ノ大叢林ト云モ只五六衆ニスキス明眼有道ノ衲子ナル故ニ大唐是号ニ大叢林ト^ニ仏法ノ昌隆セル故ニ其^レ如又楊岐ノ会ニ大叢林小叢林ノ談有縦五百人千人ナリトモ有道ノ人ナクンハ是小叢林ナリ縦ヘ又一ヶ半ケナリトモ明眼有道ノ人ノ所在是大叢林ト可謂ナリ」とあるのは、これは『正法眼藏隨聞記』の「汾陽ハ纏ニ、六七人、薬山ハ、不満十衆ナリ、然レドモ、仏祖ノ道ヲ行ジテ、是ヲ叢林ノサカリナルト、云キ」（第五卷）と、それぞれ、表記もほとんど類似し、その趣旨も共通している。

瑩山紹瑾の『伝光錄』について、すでに横関了胤氏（『異文對掌出典遡考伝光錄詳解』）が、「永平開山云入道ヲ求ルコト世ニ高キイロニアハント思コワキカタキヲ打ト思堅城ヲ破ント思カ如クナルヘシ志即深ヨテ此色ツイニ值サルコトナシ彼城破ラサルコトナシ此心ヲ以道ヒルカヘサン時千人ハ千人ナカラ万人ハ万人ナカラ皆悉得道スヘシト」（第五十二祖永平辨和尚の章。なお、ここに道元の垂示として「千

人ハ千人ナカラ万人ハ万人ナカラ皆悉得道スヘシ」とあるのは、さきの『洞谷開山和尚之法語』示妙淨禪師に、やはり道元の語として「千人ハ千人ナカラ万人ハ万人ナカラ皆得道スヘシト云ヘリ」とあるのと完全に一致すると言つてよからう)は、これは『正法眼藏隨聞記』の「欣求ノ志ノ切ナルベキ也、タトヘバ重キ宝ヲ、スマント思イ、強キ敵ヲ、ウタント思ヒ、高キ色ニアハント思フ心アラシ、人ワ、行住坐臥更ニワレヲリニ、シタガイテ種々ノ更ハ、カハリ来レドモ、其レニ隨イテ、隙ヲ求メ心ニ懸ル也、此心アナガチニ切ナルモノ、トゲズト、云フコトナキ也」(第三巻)と等しいことを指摘しているが、さらにまた、ここにこれに類する事例をひとつだけあげておくと、先に掲げた『伝光錄』の一文であるが、「此二門ノ中ニ永平開山獨住ヲ誠ラル是人ヲ邪路ニ不赴セントナリ殊ニ先師二代ノ示云我弟子ハ獨住スヘカラス」(第十四祖童樹尊者の章)は、これは、『正法眼藏隨聞記』の「仏子ト云ハ佛教ニ順ジテ直ニ仏位ニ到ラン為ニハ只教ニ隨テ工夫弁道スベキ也、其ノ教ニ順ズル実ノ行トハ即チ今マノ叢林ノ宗トスル只管打坐也」(第二巻)あるいは「我ガ心本ヨリ、ワルシト思フコトナカレ、只善縁ニ隨フベキ也(中略)アシキ心ナリトモ、善知識ニ、シタガイ、良人久語ヲ聞ハ、自然ニ、心モ好クナル也(中略)良人ニチカヅキ、善縁ニアフテ、同ジ更ヲイクタビモ、聞キ見ベキ也(中略)無道心ノ人モ、一度二度コソ、ツレ無クトモ、度々重サナレバ、霧ノ中ヲ行ク人ノ、イツヌルトボヘザレドモ、自然ニ恥ル心モ、ヲコリ、真ノ道心モ、起ル也(中略)師ノ言モ、聞キタル上ニモ、聞キタル上ニモ、重子く、聞クベシ(中略)善友ニハ、クルンク、ワビシクトモ、近カヅキテ、行道スベキ也」(第六巻)の所説に通じ、この所説を受けたものと解せられるであろう。

第三点は、瑩山紹璉と『正法眼藏隨聞記』の跋との関係である。跋にある「雲

門室中玄記」であるが、『伝光錄』第二十九祖大祖章に「室中玄機ニ云」とあって、達磨と慧可との故事が掲げてあるのである。『伝光錄』の「室中玄機」が『正法眼藏隨聞記』の「雲門室中玄記」と共通のものを指しているのかどうか、少くとも「室中玄機ニ云」うところの達磨と慧可の故事は、直接には『雲門広記』には結びつかないようであるが、これらの点は、今後の課題であるとして、も、宗門上古において、「雲門室中玄記」また「室中玄機」は、『伝光錄』と『正法眼藏隨聞記』の一書に限つて見られる語句である。次に、跋の「永平宝慶記」である。周知のとおり、『宝慶記』は、在宋中の道元が、如淨から親しくうけた教示を記録した、道元の隨聞記である。瑩山紹璉は、如淨を高祖と尊称し、『宝慶記』をすこぶる重視しているところがある(拙著『瑩山禪師の研究』)。ここに一例だけあげると『伝光錄』は、积迦牟尼仏と摩訶迦葉の拈華瞬目破顔微笑の因縁は「靈山会場ノ公案ニ非ス多子塔ノ前ニ付嘱セシ時ノ言ナリ」(第一祖摩訶迦葉尊者の章)とするのである。つまり、両者の初相見において法の伝受があるのである。これは道元の靈山会上説に依らないで、かえって、『宝慶記』に出てくる如淨の「世尊最初見迦葉來帰依、即以仏法并金闌袈裟、附嘱摩訶迦葉、為第一祖也」という多子塔説の立場に依っていると考えられる。

以上、簡単ではあるが、指摘してきたとおり、瑩山紹璉と懷辨および『正法眼藏隨聞記』とは、從来の予想以上に、實に緊密な結びつきが見られるのである。つまり、瑩山紹璉は、懷辨を先師辨和尚と称え、崇め、『正法眼藏隨聞記』を熟読し、参究し、門下に『正法眼藏隨聞記』と同趣旨のことを説いている。

このように見てみると、『正法眼藏隨聞記』はその跋の撰者は瑩山紹璉ではないか、『正法眼藏隨聞記』の事實上の録集者は、正安二年(一二〇〇)大乘寺で

『伝光録』を提唱する以前の瑩山紹瑾ではないかとさえ思えてくるのである。

しかし、私は、そのように推定するには、現段階では、躊躇するところがある。それは、たしかに瑩山紹瑾と懷辨ならびに『正法眼藏隨聞記』との親しい関係は、右の通りであったとしても、懷辨を先師と仰ぐ瑩山紹瑾以外の弟子たちとの『正法眼藏隨聞記』との関連を示す史料が全く欠けていること、瑩山紹瑾が『正法眼藏隨聞記』を所持していたことを明確にする史料や、瑩山紹瑾が住持した加賀の大乘寺、能登の永光寺、總持寺等に『正法眼藏隨聞記』が伝承されていたことを示す史料などが無いので、それを傍証することができないからである。

そこで、私は、瑩山紹瑾は『正法眼藏隨聞記』を誰から入手したか、それはおそらく瑩山紹瑾の師であり、懷辨の長嫡であり（『法衣相伝書』）、懷辨が寂したあと、のちの永平寺を管理していた（『元祖孤雲徹通三大尊行状記』）義介から譲与されたものであろうということも十分に考えられる。さきに、私が、面山瑞方が、『正法眼藏隨聞記』の編者に義介をあてたのを無下に拒けられないと述べたのは、そのような意味においてである。ともあれ、『正法眼藏隨聞記』の録集者についての問題提起をしておく次第である。

ところが、『正法眼藏隨聞記』の成立については、すでに大久保道舟博士が「本書が、六巻の書冊として纏められたるは、和尚（懷辨を指す・東註）滅後のことであつて、恐らく和尚の筆録した禪師（道元を指す・東註）の法話の断簡を、その直弟子達が一々蒐集して一つの纏めた書冊に大成し、それを和尚の功績に歸し「侍者懷辨編」としたものである」（『道元禪師全集』解題、春秋社版）とのべている。私も、上述の意味において、同感である。最近、今枝愛真博士は、「『隨聞記』は、鎌倉時代の末期から南北朝中期の間に、『眼藏』や道元の言行・伝承などをもとに、宝慶寺又は永平寺によつていた寂円、義演一派の法孫

が、道元の思想をあらたに解り易く説き示そうとして著わしたものではなかろうか」（『道元』—坐禅ひとすじの沙門—）という大胆な推論を行なつてゐる。今枝博士は、『正法眼藏隨聞記』の記述と『正法眼藏』の記述および道元の史実などの間の矛盾、『正法眼藏隨聞記』の最古の形態を示している長円寺本の奥書に、康暦二年（一二八〇）五月、越前の宝慶寺で書写したと意味のことが記してあることを、その理由として挙げてゐる。

私は、今枝博士が、大久保博士と同様、現行写本の『正法眼藏隨聞記』の成立が、懷辨の門人たちによつて、懷辨の寂後、録集されたとする点には賛成であるが、かと言つて、寂円、義演の門流が作成したという推論は、いささか飛躍に過ぎるのではないかと考える。というのは、今枝氏は、その直接の根拠を全く示していないからである。また、『正法眼藏隨聞記』と『正法眼藏』ならびに道元の史実の間の矛盾ということで、鎌倉行化、只管打坐、公案、大慧宗杲などに対する評価などに関する食い違いを列举しているが、たしかに、これらの事象は、一見、矛盾といわれても止むを得ない点であるが、しかし、果して単に、矛盾、食い違ひとして平面的、直線的に解釈して、一概に片づけられるかどうか、いま一度、再吟味の必要はありはしないだろうか。また、長円寺本は、指摘のとおり、寛永二年（一六四四）暉堂宋惠の奥書によるかぎり、寂円の開いた宝慶寺の浴主寮で、康暦三年（一二八〇）、某が、「書」（今枝博士は「書写」の意にとつて、三年以前に成立した写本が存在していたことを予想させることになりはしないだろか。しかし、その康暦三年以前に成立していた『正法眼藏隨聞記』は、寂円一派、義演一派の人の手になつたものかどうか、何ひとつ裏付けが示されていない。したがつて、私は、今枝説には共感の点をもちながらも、全面的には賛同で

きないのである。詳しい私見は、他の機会にゆするとして、いまは、現段階で気づいたところを、二、三、指摘しておくにとどめる。

(4) 道元は、安貞元年（一二三七）、宋から帰国し、同年『普勸坐禪儀』を、寛喜三年（一二三一）八月二十五日『弁道話』を、天福元年（一二三三）夏『正法眼藏』、「摩訶般若波羅蜜」、「現成公案」を撰述した。文暦三年（一二三四）三月九日より『学道用心集』を撰述した。この歳、懷聰が道元の門に参じてゐる。この前後から、嘉禎三年（一二三七）にわたって、おそらく『正法眼藏隨聞記』が編録されはじめたであろう。嘉禎二年（一二三六）山城に興聖寺の僧堂を開創し、『永平廣錄』が開始され、真字『正法眼藏』も整備されたのであるまいか。同年（一二三七）『典座教訓』などが撰述された。曆仁元年（一二三八）四月一八日『正法眼藏』、「一顆明珠」が撰述された。

『正法眼藏隨聞記』が編録された前後ならびに周辺の道元の撰述類の状況は、右のとおりである。したがつて、『正法眼藏隨聞記』の本文内容は、この時期のこれらの撰述類との連関のうえで理解されなければならないが、こうした配慮のもとでの『正法眼藏隨聞記』の本文解釈は、従来、ほとんど見あたらることは遺憾であることを、ここに提言しておきたい。一例をあげれば、とくに『普勸坐儀』、『弁道話』、『学道用心集』などの説示内容とは密接なつながりをもつてゐるから、これら相互のつながりのなかで『正法眼藏隨聞記』の本文内容は解釈してゆかなければならない。いずれ、これらの点を含めて、『正法眼藏隨聞記』の本文内容については、論究する機会があるう。いまは、この点について、一切、触れない。

(5) 私は、『正法眼藏隨聞記』に関して、これまで、次の論文を発表している。

（昭和五一年八月現在）

「正法眼藏隨聞記と正法眼藏抄（2）」（駒沢女子短期大学「研究紀要」第一号、昭和四一年一〇月）

「正法眼藏隨聞記と正法眼藏抄（1）」（「印度学仏教学研究」一五一、昭和四一年一二月）

「正法眼藏隨聞記と正法眼藏抄（3）」（駒沢女子短期大学「研究紀要」第三号、昭和四四年三月）

「正法眼藏隨聞記覚え書」一・七（「人生道場」昭和四四年四月号・一二月号）
「新出写本『正法眼藏隨聞記』」(1)(2)(3)（駒沢女子短期大学「研究紀要」第八号、昭和四九年五月）

（6）『正法眼藏隨聞記』の写本、版本、日本現代語訳本、外国語訳本、校注本などを列挙すれば次の通りである。

（昭和五一年八月現在）

写本

正法眼藏隨聞記　暉堂宋惠写　寛永三年（一六四四）　愛知県長円寺蔵

正法眼藏隨聞記　恕康写（書写年代不詳）　東京都東隆真蔵

正法眼藏隨聞記　妙因写　明和八年（一七七一）　東京都駒沢大学図書館蔵

正法眼藏隨聞記　瑞應聖鑒写　寛政七年（一七九五）　長野県大日寺蔵

版本

正法眼藏隨聞記　慶安四年（一六五一）　中村長兵衛刊

正法眼藏隨聞記　寛文九年（一六六九）　小龜三左衛門刊

正法眼藏隨聞記　寛文十年（一六七〇）

較正法眼藏隨聞記　宝曆八年（一七五八）　面山瑞方校定並刊

永平正法眼藏隨聞記　明和七年（一七七〇）　面山瑞方校定、大津玄梁刊

- 正法眼藏隨聞記
〔『禪門法語集』第二編収録〕 明治二八年（一八九五）
西尾実、鏡島元隆、酒井得元、水野弥穂子校註 岩波書店
- 正法眼藏隨聞記
山田孝道編
明治四〇年（一九〇七） 永平寺藏版
刊
- 正法眼藏隨聞記
〔『承陽大師聖教全集』収録〕 明治四二年（一九〇九）
弘津説三編
日本現代語訳本
- 正法眼藏隨聞記
〔『國文東方仏教叢書』収録〕 大正一五年（一九二六）
東方書院刊
- 校正法眼藏隨聞記
訂正法眼藏隨聞記
昭和四年（以降続版） 和辻哲郎校訂 岩波書店刊
- 校正法眼藏隨聞記
昭和四年（一九二九） 大久保道舟校註 道元禪師研究会
刊
- 正法眼藏隨聞記
〔『道元禪師全集』収録〕 昭和五年（一九三〇） 春秋社
刊 昭和四四・四五五年（一九六九—一九七〇） 筑摩書房刊
- 大久保道舟校訂
(一九七一) 曹洞宗全書刊行会刊
- 正法眼藏隨聞記
昭和二年（一九三七） 吉室諦成校註 雄山閣刊
- 校正法眼藏隨聞記
註正法眼藏隨聞記
新校正法眼藏隨聞記
注解正法眼藏隨聞記
新校正法眼藏隨聞記
昭和一七年（一九四二） 大久保道舟校註 曹洞宗宗務序
昭和二九年（一九五四） 大久保道舟校註 曹洞宗宗務序
教学部刊
- 正法眼藏隨聞記
昭和一七年（一九四二） 立花俊道校註 大東出版社刊
SYŌBŌGENZŌ-ZUIMONKI (獨語訳) 昭和一八年（一九四三） 岩本秀雅訳
山喜房仏書林刊
- 正法眼藏隨聞記布鼓 (漢文訳) 大正一〇年（一九二一） 陸鉄巖訳
— an introduction to soto zen buddhism —
by Shōyū Kōdani 1965
- 正法眼藏隨聞記
昭和三一年（一九五六） 上高井教育会刊、昭和四八年
(一九七三) 信濃教育会出版部刊 長島龜之助校註
〔『日本古典文学大系81』収録〕 昭和四〇年（一九六五） A primer of Sōtō Zen

—A Translation of Dōgen's *Shōbōgenzō Zuimonki* by

Reiho Masunaga—(英語訳) 昭和廿六年(一九七一) 増永靈鳳訳

Honolulu, East-West Center 三

The First Step to Dogen's Zen-Shobogenzo zuimonki (英語訳)

昭和四

七年(一九七一) 横井雄家訳 山喜房仏書林刊